

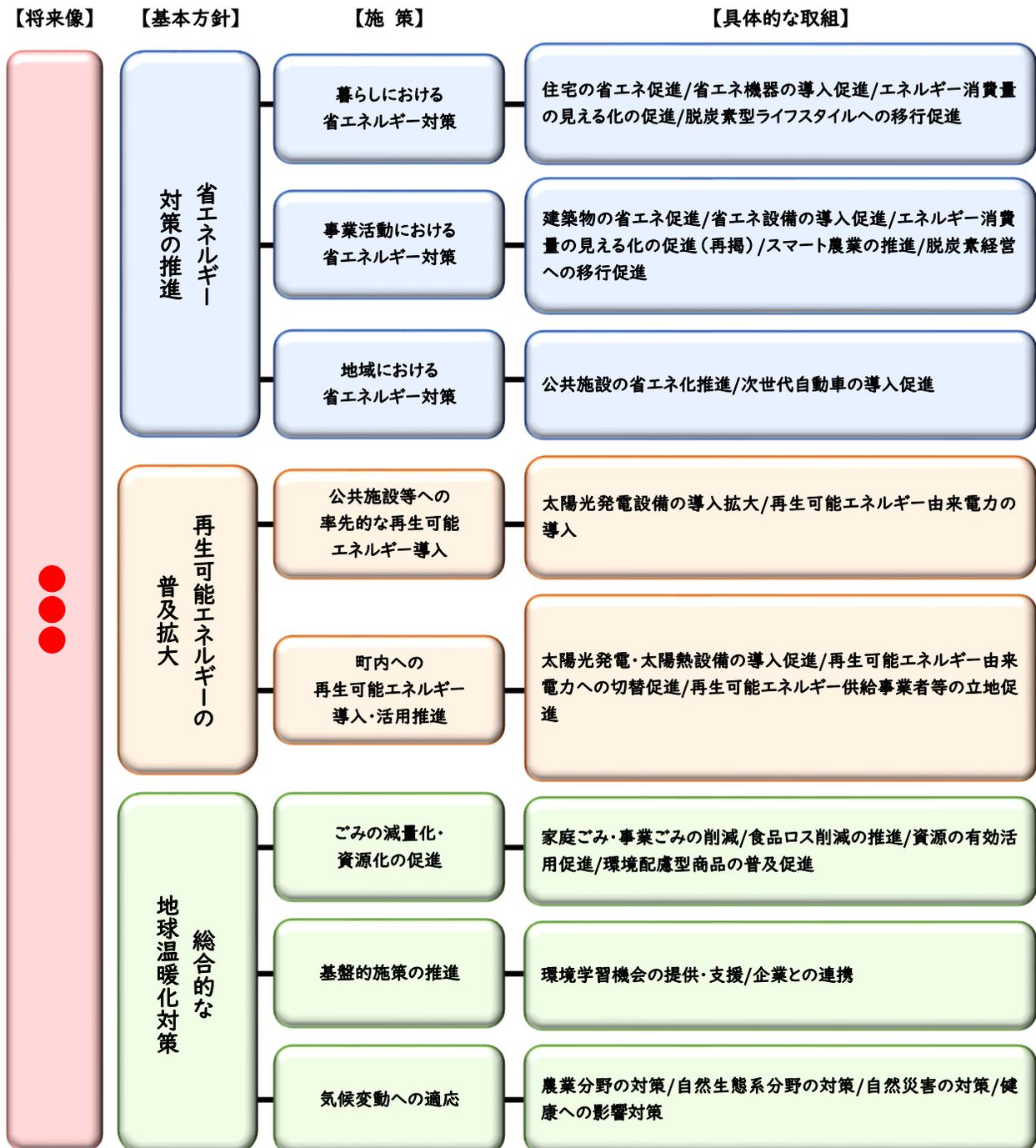


第 6 章 目標達成に向けた施策

6-1 施策の体系図

【貢献する SDGs】

第 6 章施策決定後、SDGsアイコンを入れます。



6-2 施策の推進

本計画の目標実現に向けた施策について、基本方針ごとに具体的な取組を示します。

行政が旗振り役となり、率先して施策を推進するとともに、住民、事業者と協働し、一丸となって脱炭素化を進めます。

基本方針 | 省エネルギー対策の推進

《貢献する SDGs》

第6章施策決定後、SDGsアイコンを入れます。

私たちの日常生活に欠かすことのできない電気、ガス等はもちろん、現代社会の基礎になっている運輸、通信等はすべてエネルギーを利用しています。脱炭素に向けて、まずは、エネルギー消費量を減らす、いわゆる省エネルギー対策を推進し、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出量を削減する必要があります。

省エネルギー対策には、こまめに電源を切るなどの身近な取組から、省エネタイプの設備・機器を導入するといった費用がかかるものまで幅広くあります。

まずは、一人一人が省エネルギー対策を意識し、できることから実践することが大切です。

施策 | 暮らしにおける省エネルギー対策

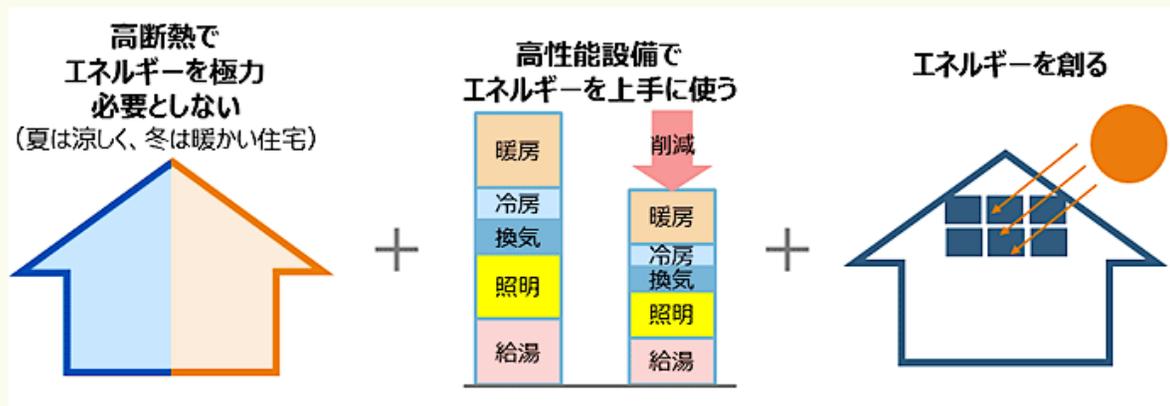
省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。

町の取組	内容
エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS(エネルギーマネジメントシステム)の情報提供を行うとともに、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
住宅の省エネ促進	既存の住宅、建築物の高気密、高断熱化等の省エネルギー化について、普及啓発、実施支援を行うとともに、新築の住宅におけるZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及啓発、実施支援を行います。
省エネ機器の導入促進	高効率照明機器、高効率給湯器等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発、導入支援を行います。
脱炭素型ライフスタイルへの移行促進	脱炭素なライフスタイルへの変革に向け、「デコ活」や「ゼロカーボンアクション30」、「家庭エコ診断」等の普及啓発を行います。

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

ZEHとは、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」であり、家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にします。

これを実現するためには、使用するエネルギーの量を大幅に減らす必要があります。ZEHは、家全体の断熱性や設備の効率化を高めることで、夏は涼しく冬は暖かいという快適な室内環境を保ちながら省エネルギーを目指します。



★ZEHのメリット★

(1) 経済性

高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができます。

さらに、太陽光発電等の創エネについて売電を行った場合は収入を得ることができます。

(2) 快適・健康性

高断熱の家は、室温を一定に保ちやすいので、夏は涼しく、冬は暖かい、快適な生活が送れます。

さらに、冬は、効率的に家全体を暖められるので、急激な温度変化によるヒートショックによる心筋梗塞等の事故を防ぐ効果もあります。

(3) レジリエンス

台風や地震等、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができ、非常時でも安心な生活を送ることができます。

出典：省エネポータル

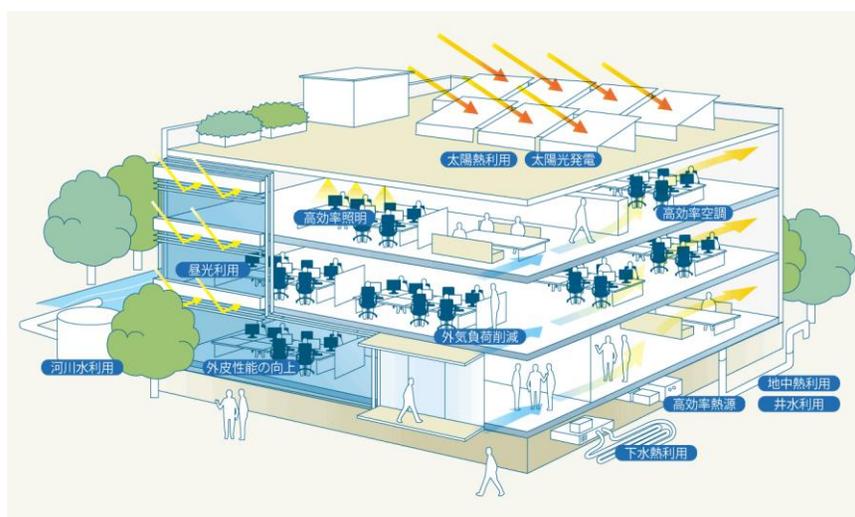
施策2 事業活動における省エネルギー対策

事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。

また、ICT やロボット技術等の導入による事業活動等の省力化、効率化の取組について、普及啓発、支援を行います。

町の取組	内容
エネルギー消費量の見える化の促進	エネルギー消費量を知り、対策を講じることを促すため、EMS（エネルギーマネジメントシステム）の情報提供を行うとともに、二酸化炭素排出量の見える化を図ります。
建築物の省エネ促進	既存の建築物の高気密化、高断熱化等の省エネルギー化について、普及啓発、実施支援を行うとともに、新築の建築物における ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及啓発、実施支援を行います。
省エネ設備の導入促進	高効率照明機器、高効率給湯器等の省エネ性能の高い設備・機器の導入について、普及啓発や導入支援、補助制度の情報周知を行います。
スマート農業等の推進	農業について、スマート化を推進するため、事業者と連携しながら農家への普及を行います。また、4 パーミルイニシアチブ※など、脱炭素につながる先進的な手法の活用について研究・検討を行います。
脱炭素経営への移行促進	脱炭素経営への移行を促進するため、先行企業の取組に関する情報提供や、二酸化炭素排出量の把握、削減目標や計画の策定に関する支援を行います。

※ 4 パーミルイニシアチブ：世界の土壌の表層の炭素量を年間 0.4%（4 パーミル）増加させることで、人間の経済活動によって発生する大気中の二酸化炭素を実質ゼロにすることができるという考え方に基づき土壌炭素を増やす活動を推進し進めようとする国際的な取り組み



出典：省エネポータル

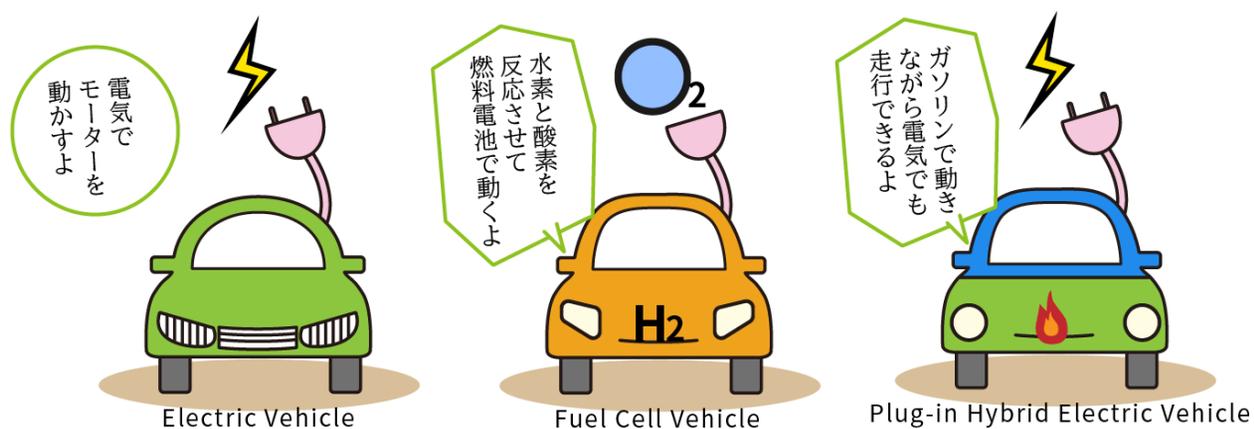
図6-2 ZEB のイメージ図

施策3 地域における省エネルギー対策

公共施設への省エネ機器導入を推進します。

また、自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目し、EV、FCV への転換を促進し、併せて国等の制度の活用によるインフラ整備を促進します。

町の取組	内容
公共施設の省エネ化推進	公共施設(町営住宅を含む)について、省エネ機器導入を推進します。
運輸の脱炭素化	ZEV(ゼロエミッション・ビークル)等の次世代自動車の導入促進に向けた情報提供、普及啓発、実施支援を行うほか、国等の制度の活用による充電・充填インフラ整備を促進します。 また、公共交通機関の利用を促進します。



出典：環境省

図6-3 EV、FCV、PHVの特徴

基本方針 | 省エネルギー対策の推進 における主体別の取組



町民の取組

- 節電や節水を心がける。
- 冷暖房機器は適切な温度設定を行う。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直し等を行う。
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、ZEV を選択する。



事業者の取組

- 節電や節水について、社員へ周知を行う。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度を活用するなどしながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEV を選択する。
- 通勤や事業活動での移動の際は、公共交通機関を利用する。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

《貢献する SDGs》

第6章施策決定後、SDGsアイコンを入れます。

省エネルギー対策によりエネルギー消費量を減らすことは重要ですが、私たちが生活を送る上で、エネルギー消費は必要不可欠です。エネルギー源の大半を占める石油等の化石燃料は、燃焼時に二酸化炭素を排出しているため、必要となるエネルギーについては、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーにより賅うことが脱炭素社会の実現につながります。

施策1 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、町が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。

町の取組	内容
太陽光発電設備の導入拡大	国の「政府実行計画」に基づき、設置可能な地方公共団体保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。
再生可能エネルギー由来電力の導入	国の「政府実行計画」に基づき、令和12（2030）年までに町で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とします。

施策 2 町内への再生可能エネルギー導入・活用推進

住宅や事業所、街区における再生可能エネルギー由来の電気導入を促進するため、普及啓発、導入支援を行います。

また、町内事業者が発電事業等に参入することを支援し、併せて町外の事業者の誘致を促進します。

さらに、本町で生産された再生可能エネルギーについては、町内で利用することを前提とした上で、余ったエネルギーの利用を希望する町外企業に対して情報提供等を行い、誘致を促進します。

町の取組	内容
太陽光発電・太陽熱設備の導入促進	住宅用太陽光発電設備の設置費に対する支援を引き続き推進するとともに、太陽熱設備についても普及啓発を実施し、補助金等の支援策を検討することで、脱炭素と併せて災害時のレジリエンス強化を図ります。
再生可能エネルギー由来電力への切替促進	太陽光で発電された再エネ由来電力の利用拡大のため、再エネ由来電力プランに関する普及啓発を行うとともに、再エネ由来電力の共同購入事業等を検討します。
再生可能エネルギー供給事業者等の立地促進	本町の再エネポテンシャル等について、発電事業を行う町外事業者へPRし、誘致を促進します。 また、再エネ導入の妨げとなる法制度の改正や、導入を後押しする法制度の整備、補助制度の整備、送電網の強化について、国等に対して継続的に働きかけていきます。 さらに、本町で生産された再生可能エネルギーの利用を希望する町外企業の誘致を促進します。

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大 における主体別の取組



町民の取組

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 自動車を購入する際は、ZEV を選択する。



事業者の取組

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEV を選択する。

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

《貢献する SDGs》

第 6 章施策決定後、SDGsアイコンを入れます。

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に限らず、脱炭素の早期実現に向け、廃棄物対策等、多様な手法を用いて地球温暖化対策を推進します。

また、すでに顕在化している気候変動への影響に備える適応策を推進します。

施策 1 ごみの減量化・資源化の促進

廃棄物の発生や排出抑制の徹底を図るとともに、適正なりサイクルの促進や廃棄物の燃焼処理の抑制を図るため、情報提供、普及啓発を行います。

町の取組	内容
家庭ごみ・事業ごみの削減	家庭や事業活動に伴うごみの排出削減について普及啓発を行うとともに、町の事務事業において紙やプラスチック製品の使用削減を率先して行います。
食品ロス削減の推進	本町における「食育」を通じて家庭等における食品ロス削減について普及啓発を行います。
資源の有効活用促進	分別回収の徹底やリサイクル活動の実施について働きかけます。既に実施されているプラスチック製容器回収をはじめ、町民が身近な場で参加できる取組を推進します。
環境配慮型商品の普及促進	環境ラベル [*] の付いた商品等、環境配慮型商品の購入促進のため、普及啓発を行います。町においても、環境負荷の低減に資する物品の購入・使用を徹底して行います。

^{*}環境ラベル：商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを示すマークや目じるし。

施策 2 基盤的施策の推進

環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、地域資源を活かしながら多様な学習機会の提供に努め、合意形成、意識醸成を図ります。企業との連携については、町と本町の事業者で脱炭素に関する取組について議論し実施する部会を立ち上げ、本町の脱炭素化を進めます。

町の取組	内容
環境学習機会の提供・支援	町内の大学等と連携しながら、小中学校における環境学習の推進や、町のホームページや広報紙における国等の環境学習コンテンツの情報提供を行います。農業体験や緑化活動など、関係者と連携し、気候変動を自分事としてとらえる機会を創出します。
企業との連携	町と事業者と大学で立ち上げた「宮代町ゼロカーボン推進協議会」で施策実施に向けた検討を行います。 また、協議会を契機として事業者同士の交流の輪を広げ、脱炭素に取り組む事業者への情報共有や他社との連携を推進します。

宮代町ゼロカーボン推進協議会

「宮代町ゼロカーボン推進協議会」は、本町の脱炭素に関する方針や計画を検討・決定する場です。その中でも具体的に施策実行に向けて検討を行う場として「部会」を立ち上げました。

部会は、主に宮代町の事業者で構成された会となっており、脱炭素について町民の行動変容促進や事業者の取組等について議論し、様々な施策を実施していきます。



宮代町ゼロカーボン推進協議会 設立メンバー

株式会社新しい村
埼玉りそな銀行
宮代町商工会
JA南彩 宮代支店
株式会社鈴木工務店
東武レジャー企画株式会社
中村建設株式会社

※50 音順

施策3 気候変動への適応

地球温暖化によって起こる気候変動の影響に対応していくために、農業、水資源、自然災害、健康等の各分野において対策を実施します。

町の取組	内容
農業分野の対策	農作物に悪影響を与える病害虫に関する情報の収集や対策の検討を進めます。
自然生態系分野の対策	地域の生物多様性を保全するため、町民への外来生物の周知活動や、防除や捕獲に関する支援を行います。
自然災害の対策	川の洪水による浸水の可能性がある区域、大地震が発生した場合の被害想定、指定避難所や災害に対する日頃の備え等について記載したハザードマップをホームページ等に掲載し、普及啓発を実施します。
健康への影響対策	熱中症予防に関するリーフレット等の配布や、ホームページへの掲載による普及啓発を実施します。 また、学校におけるスポーツ活動や下校時の熱中症予防対策の指針を検討します。

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策 における主体別の取組



町民の取組

- 不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- 買い物や外食の際は、食べきれぬ量を購入、注文する。
- 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。
- 自分の地域の洪水ハザードマップや防災拠点等を確認しておく。
- エアコンの導入や暑い日の行動抑制等、熱中症対策をする。
- 節水を行う。



事業者の取組

- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- リニアエコノミー（線型経済）からサーキュラーエコノミー（循環経済）への転換を行う。
- 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、町民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- 職場において環境問題や地球温暖化問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材等を利用した社員への環境教育を行う。
- 従業員の熱中症対策を行う。